

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：せたな町（議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.5%
全職員	77.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	121.3%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	103.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	142.8%
31～35年	60.1%
26～30年	82.3%
21～25年	157.0%
16～20年	77.5%
11～15年	82.7%
6～10年	106.2%
1～5年	47.2%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載なし。
- ・勤続年数別の勤続年数31～35年の女性職員のうち技能労務職の占める割合が37.5%となっており、他の職種より給与水準が低いため男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・勤続年数別の勤続年数1～5年の男性職員のうち給与水準の高い医師・薬剤師等が在籍しているため、男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。